**平成２４年（フ）第２１号**
福島県喜多方市高郷町川井字下川井1507番地、前住所埼玉県加須市土手２丁目３番27号パインマノワール202号
債務者　後藤てる美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第６７１号**
茨城県笠間市平町1722番地22　スカイハイツ201
債務者　野沢　英史
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第３６号**
茨城県常陸太田市東二町2250番地の２
債務者　伊村美代子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第５７号**
茨城県桜川市明日香２丁目６番地
債務者　若色美恵子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第５８号**
茨城県桜川市明日香２丁目６番地
債務者　若色あかり
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第７５号**
茨城県水戸市赤塚１丁目403番地の23
債務者　梶山　榮子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第８３号**
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町3032、住民票上の住所水戸市千波町2770番地の１　千波ハイツＡ棟205号
債務者　富永　貴洋
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第７６号**
神奈川県愛甲郡愛川町田代2036番地の１
債務者　落合　恵治
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第９４号**
神奈川県平塚市徳延192番地
債務者　工藤　有介
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第１２０号**
神奈川県秦野市今泉594番地　ルナハイツ202号
債務者　水島　結美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第６２号**
新潟市東区藤見町１丁目１番２―75号
債務者　齋藤千代子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第７４号**
新潟市東区東中島２丁目18番67号
債務者　赤澤　孝子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３３号**
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字本郷4850番地１
債務者　小松　　実
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第１２００号**
京都市伏見区桃山町本多上野11番地の17
債務者　池田こと安田こと　安　　昌美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第２０１号**
京都市中京区新烏丸通夷川上る梅之木町142番地　クレール11―303号
債務者　美容室萬九郎こと　大西　　博
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２５号**
京都府相楽郡精華町光台５丁目１番地11
債務者　井上　歌代
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第２６７号**
京都市伏見区深草中ノ郷山町96番地８
債務者　駒谷　勇一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係